



麻疹

感染経路

空気・飛沫・接触感染

潜伏期間10日～12日（最大21日）

届出に必要な臨床症状（3つ）

- ア 麻疹に特徴的な発疹
- イ 発熱
- ウ 咳、鼻汁、結膜充血などカタル症状、コプリック斑

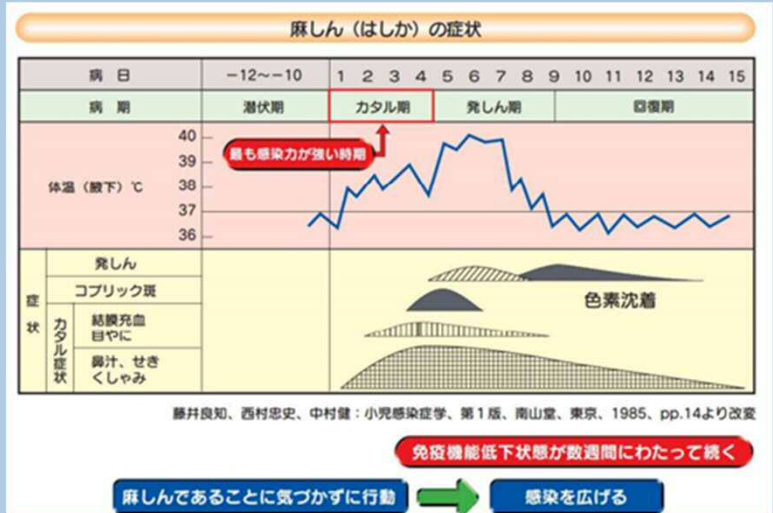
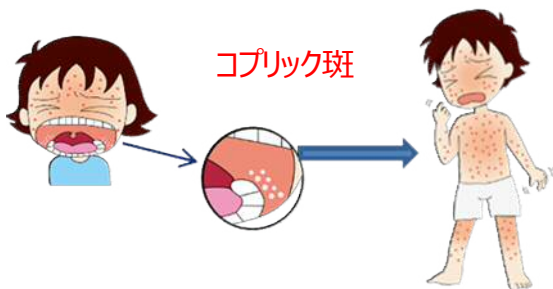
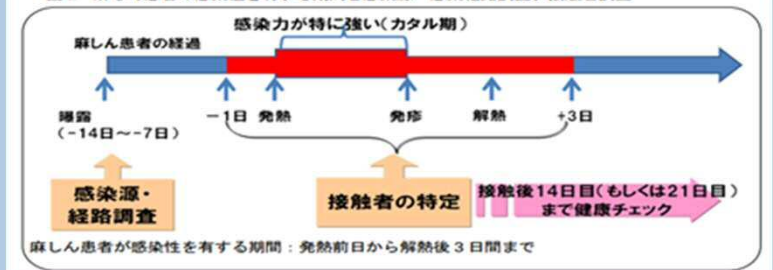


図1 麻疹患者の感染性を有する期間と感染源・感染経路調査、接触者調査



届出に必要な病原体診断

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	咽頭拭い液、血液、 髄液、尿
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	
抗体の検出（IgM抗体の検出、ペア血清での抗体陽転又は抗体価の有意の上昇）	血清

※IgM抗体の感度は、検体採取のタイミング、ワクチン接種歴、検査法によって異なる。
ワクチン接種歴がある場合には、IgM抗体が検出されない、また検出されても一時的な可能性がある。

届出基準（届出のために必要な要件）

- ア 麻疹（検査診断例）
届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たし、かつ、届出に必要な病原体診断いずれかを満たすもの。
- イ 麻疹（臨床診断例）
届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たすもの
→ 保健所へ相談（背景→・海外渡航歴・感染した人が周囲にいないか？
・罹患歴・ワクチン接種歴等）
- ウ 修飾麻疹（検査診断例）
届出に必要な臨床症状の1つ以上を満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。

直ちに届け出 最寄りの保健所へ（感染症法第12条）

麻しん疑う？患者来院
(車で待機)



渡航歴、ワクチン接種歴、
接触歴等確認

自院にてIgM抗体検査依頼

保健所へ相談

麻しん
以外

診断確定

- ・「発生届提出」
- ・「麻しん・風しん調査報告書」
- ・「一類感染症、...感染症及び指定感染症検査票」

発生届提出 直ちに！

保健所が検体回収・疫学調査実施

[保健所の調査内容]

潜伏期間を考慮し、医療機関内での
患者との濃厚接触者の確認する

例) 診察を院内でした場合は、医師、看護師、受診患者で接触があった方の
ワクチン接種歴・罹患歴のリスト化

【感染を広げないための注意事項】


- 受診前は車で待機
※検体採取まで自宅に帰らず車で待機
- 医療機関内には入れない
- 院内で診察が必要な場合に関わる職員
→ 抗体価がある、または罹患歴がある人

[検体採取について]

咽頭拭い液、血液、尿の3検体を採取

- 採取用の資材が医療機関にある場合は、医療機関で3検体を採取
- ない場合は、保健所が容器を持参する

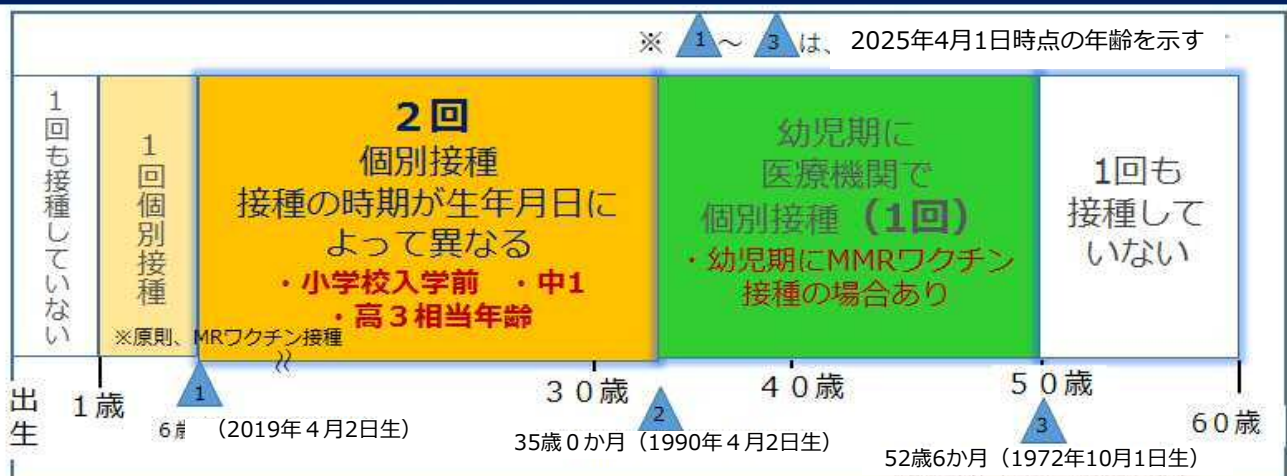
[採取方法]

- 咽頭拭い液 未開封のスピッツに
生理食塩水3ml入れて綿棒を浸しておく
 - 血液  EDTA-2K入り (真空採血2mL)
EDTA-Na入り (真空採血2mL)
 - 尿 未開封のスピッツに10~20mL
- ※ 保健所の検体回収に時間を要する場合は、
冷蔵で保存をお願いします

学校保健安全法第18条

学校感染症 (第2種) 登校 (園) 基準
解熱した後3日を経過するまで出席停止

麻しんの定期接種の回数と年齢 (2025年4月1日時点)



※特例措置：2008 (平成20) 年より5年間、中学1年相当、高校3年相当の年代に2回目の麻しんワクチン接種を受ける機会を設けた